

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）」を削り、同条第2項中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

第7条第1号ウ、第2号及び第4号並びに第34条第1項中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

附則に次の1項を加える。

（大阪市道路公社の清算の終了に係る経過措置）

12 大阪市道路公社の清算の終了の日前にこの条例の規定によって大阪市道路公社が行い又は大阪市道路公社に対して行われた処分、手続その他の行為で当該清算の終了に伴い市長が引き継いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市道路公社の清算の終了に伴い、当該清算の終了の日前に行われた公文書に係る処分、手続等に係る経過措置を講ずるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市情報公開条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人及び住宅供給公社等（以下「本市が設立した地方独立行政法人等」という。）の役員を含む。大阪市住宅供給公社

以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア－イ 省 略

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等 の役員及び職員をい大阪市住宅供給公社

う。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等）を除く。以下「法人等」という。）

大阪市住宅供給公社

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 省 略

- (4) 本市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び住

宅供給公社等）をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関

する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5)-(7) 省 略

（出資等法人の情報公開）

第34条 実施機関（住宅供給公社等）を除く。）は、本市又は本市が設立した地方独立行政法

人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員の派遣等を行っている法人（本市が設立した地方独立行政法人等を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等の実施に努めなければならない。

- 2 省 略

附 則

- 1-11 省 略

（大阪市道路公社の清算の結了に係る経過措置）

12 大阪市道路公社の清算の結了の日前にこの条例の規定によって大阪市道路公社が行い又は大阪市道路公社に対して行われた処分、手続その他の行為で当該清算の結了に伴い市長が引き継

いだ公文書に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、
手続その他の行為とみなす。